

令和5年5月1日現在

食事提供サービス契約書

社会福祉法人 星風会
星風会サービス付き高齢者向け住宅
カーサ・ラ・ヴィーダ保木間

① 食事の提供と料金（自己負担）

食事提供は、社会福祉法人星風会と清島食品株式会社の委託契約により提供されます。食事は、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、年齢と特性に応じた栄養量及び内容とするため、委託先栄養士の献立により提供します。なお、食事療法が必要な利用者については、医師の指示のもとに、それぞれの病理・病態に応じた食事を提供します。また、食事支援が必要な利用者に対しては適切な食事支援を行います。

食事の提供に要する費用は次のとおりです。（税込）

消費税軽減税率制度における飲食料品の提供については、1食につき税別640円以下で、その累計額が1日1,920円に達するまでの食費が該当し、軽減税率（8%）が適応されます。

当住宅では、朝食、昼食、夕食が軽減税率の対象となります。

a 食事の提供に要する費用（自己負担）

1日1728円（税込）

（朝食：486円、昼食：594円、夕食：648円）（税込）

b 治療食等の食事支援に要する費用（自己負担）

状態により、別途協議いたします。

c 経管栄養

① 処方箋による栄養剤

（食事代金なし）

② 栄養食品による栄養剤

ア）入居者様が栄養剤購入の場合

（食事代金なし）

イ）施設で用意される場合

（1日1,600円）（税別）

A 食事時間

食事時間は原則として、次の時間です。

朝食：8:00～8:50

昼食：12:00～12:50

夕食：18:00～18:50

（注）心身状況に応じて時間が変更になることがあります。

B 献立表

献立表は館内の掲示板に掲示します。

C 外泊・外出などによる食事の取り直し

外泊や外出などにより、食事が不要となる場合は、3日前の午前9時までに管理人へお伝えください。3日前の午前9時以降の取り直しの場合は、キャンセル料（朝食486円・昼食594円・夕食648円）（税込）が発生します。

なお、外泊や外出の際、帰宅時間が都合により早めになる場合は、速やかに連絡いただければ、連絡を受けてから対応できる範囲内で食事を追加準備します。

D 連帯保証人

乙が死亡した際に、速やかに身元を引き取り、現状に復す作業を行い、契約を解除するまでの手続きを速やかに行わなければなりません。

E その他

食事については、次の事項についても協力願います。

- a 外出などで食事時間までに戻れない場合、食中毒防止等から配膳後2時間を超えての提供はできません。
- b 2日前の午前11時までにお伝えいただければ、できる限り食事内容の調整も可能です。

年 月 日

前記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、その1通を保有するものとします。

入居者

<住所>

<氏名>

印

<連帯保証人>

<住所>

<氏名>

印

事業者

<住所> 栃木県栃木市田村町928番地

<氏名> 社会福祉法人 星風会

理事長 早川 武 憲 印

